第33号様式（第18条関係）

（表）

市民税・都民税・森林環境税　特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

（　　年　　月　　日提出）

三鷹市長　宛	①申請者	住所又は所在地	〒	指定番号	
				法人番号	
		氏名又は名称		担当者の氏名	
		代表者の氏名		電話番号	

地方税法第321条の５の２の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

② 特例の適用を受けようとする税額	年度　市民税・都民税・森林環境税　特別徴収税額の　　年　　月分以後の税額					
③ 申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者（三鷹市以外に支払う分も含む全員）の人員及び各月の支払金額 ※（ ）内は、臨時勤務者に係る者	年　月	人 （内　人）	円 （内　円）	年　月	人 （内　人）	円 （内　円）
	年　月	人 （内　人）	円 （内　円）	年　月	人 （内　人）	円 （内　円）
	年　月	人 （内　人）	円 （内　円）	年　月	人 （内　人）	円 （内　円）

④

（１）　最近市民税・都民税・森林環境税の納入が遅れたことがありますか。
　ア　ない
　イ　ある

（２）　現在市民税・都民税・森林環境税の滞納がありますか。
　ア　ない
　イ　ある
　　ある場合はその事由

（３）　申請の日前１年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがありますか。
　ア　ない
　イ　ある
　　ある場合はその年月日
　　年　　月　　日

	処理区分	事由	入力箇所	入力	確認
市処理欄	承　認 却　下		① ②		

（裏）

申　請　に　つ　い　て　の　注　意　事　項

1　特別徴収税額の納期の特例の制度について

（1）　この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満であるものに限ります。

（注）「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などに臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

（2）　この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の徴収に係る特別徴収税額は、それぞれ次の期限までに納入することになります。

６月～11月の徴収分	12月10日まで
12月～翌年５月の徴収分	翌年６月10日まで

なお、この特例の承認を受けた特別徴収義務者が次に掲げる期間中退職手当等に係る特別徴収税額を徴収したときは、それぞれ次の期限までに申告納入することになります。

６月～11月の徴収分	12月10日まで
12月～翌年５月の徴収分	翌年６月10日まで

（3）　この特例の承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、その旨を遅滞なく市長に書面により届け出なければなりません。

☆　注　　意

滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納や納付遅延をしますと、承認を取り消されることがありますので、ご注意ください。

2　申請書の書き方

（1）　「①」欄には、特別徴収義務者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うものの住所又は所在地、氏名又は名称、代表者の氏名、指定番号、法人番号、担当者の氏名、電話番号を記入してください。

（2）　「②」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

（3）　「③」欄には、申請の日前６か月間の各月末の人員と各月の給与の金額（賞与等の臨時の給与の金額を含みます。）を記入してください。臨時の勤務者がある場合には、それぞれ人員と給与の金額をカッコ内に記入してください。

（4）　「④」欄は、該当するところに○印を付けてください。